

近防企地第5253号
令和7年7月31日

精華町長 杉浦 正省 殿

近畿中部防衛局長
池田 真人
(公印省略)

陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫等整備について (回答)

当局の防衛行政につきましては、平素から深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、7精財電第223号(令和7年7月11日)により、御照会のありました標記につきまして、別紙のとおり回答いたします。

添付書類：別紙

- 1 住民説明会の開催について、
- ① 住民説明会の日時は7月24日(木)、26日(土)両日とも夜7時からとのことだが、高齢者や子連れの女性等の参加希望も多いことから、26日(土)は昼の時間に設定されたい。
 - ② 住民説明会の主体は、防衛省であるべきではないか。防衛に関することは国の専管事項と常々言っている精華町が説明会を主催するのはなぜか。

(答)

今般の陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫等の整備工事に係る説明会の開催日時や形式については、精華町のご意見・ご要望を伺いながら決定したものです。

近畿中部防衛局としては、説明会の開催主体に関わらず、責任を持って説明や質問への回答を実施しております。

- 2 火薬庫の整備の目的について、
- ① 2022年12月に岸田政権によって閣議決定された「安保3文書」に基づき、中国、朝鮮、ロシアに対する敵視政策を基に、相手国のミサイル関連施設などを直接攻撃する「敵基地攻撃能力」(反撃能力)として、日米の軍事的一体化によって、進められている軍備拡大が根本にあるのではないか。
 - ⑤ 反撃能力(敵基地攻撃能力)を備えた「抑止力」なる長射程ミサイル(配備)でなく、弾薬庫増設は断念して、外交による平和構築に政策転換することを要望する。

(答)

国民の命や暮らしを守り抜くうえで、まず優先されるべきは、積極的な外交の展開であり、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値や原則を重視しつつ、わが国と基本的な価値や利益を共にする米国との間の日米同盟を基軸とし、同志国との連携、多国間協力を推進していくことが不可欠です。

同時に、外交には裏付けとなる防衛力が必要であり、戦略的なアプローチとして、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のビジョンのもとでの外交を展開するとともに、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化などを推進しています。

防衛省・自衛隊は、我が国が、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているという基本認識のもと、国民の命と平和な暮らし、そして、わが国の領土・領空・領海を断固として守り抜くため、令和4年12月に策定された国家防衛戦略及び防衛力整備計画において、自衛隊の十分な継戦能力の確保・維持を図るため、必要十分な弾薬を早急に保有することとしています。これにより増加する弾薬の保管所要に対応するため、祝園分屯地における火薬庫整備のみならず全国の複数箇所で火薬庫の整備を進めております。

このような火薬庫の整備を含む防衛体制の強化を行うことにより、力による一方的な現状変更を許容しないとの我が国の意思を示すとともに、我が国への攻撃に対する抑止力・対処力を高めることで、我が国への攻撃の可能性そのものを低下させるものであり、国民の安心安全につながるものであると考えています。

2 火薬庫の整備の目的について、

- ② 「火薬庫の整備に当たり、必要な地盤強度も確保できる」とあるが、本当か？特に、「祝園分屯地内には活断層は存在しない」と断言されているが、現役で政府内でも活用されている産業技術総合研究所の「起震断層・活動セグメント」では、西側に「松野山活動セグメント」という活断層が存在する。さらに、東側には、奈良県秋篠方面から北上する活断層の分屯地南門以北に延長する「未知の活断層」が存在する可能性があるのではないか。

4 火薬庫の安全性について、

- ① 「火薬庫の整備においては、耐震基準を定める建築基準法などの関係法令に基づき、大規模地震（震度 6 強～7 に達する程度）に対しても耐震強度を有する施設を整備する」とあるが、すでに（2）②で述べたように、分屯地内に活断層があることから、活断層の真上、また、近くに火薬庫を建てても果たして安全性が確保できるのか、はなはだ疑問であるが、いかがか。

(答)

近畿中部防衛局においては、陸上自衛隊祝園分屯地内に火薬庫等を整備するに当たり、精華町からのご要望を踏まえ、基本検討業務の中で、活断層について文献による調査を行いました。

その結果、現時点で、奈良方面から分屯地の南縁及び東縁にかけて、活断層の可能性がある地形が分布しているものの、分屯地の南縁及び東縁以北においては分布していないことを確認しております。

ご指摘の活断層については、引用元の文献が 1991 年発行の比較的古いものであり、それ以降の調査・研究に基づく近年の文献には記載がないことから、将来も活動すると考えられる断層とは推定できないと評価しています。

いずれにしても、火薬庫の設置にあたっては、建築基準法などの関係法令に基づき、必要とされる耐震性を確保しているほか、火薬庫に保管される弾薬等については、幾重にもわたる安全装置により、意図しない燃焼や爆発が起こらないよう万全を期してまいります。

2 火薬庫の整備の目的について、

- ③ 「幹線道路へのアクセスが容易であり、陸上輸送に適している」とあるが、幹線道路でどこに結ぶのか説明されたい。トマホークをイーゼス艦に配備して「敵基地攻撃」に備える「舞鶴」か、それとも関西のミサイル・弾薬の海上輸送基地として注目されている「神戸」か、さらに、全国のミサイルを集約して南方基地に送る「広島県呉新設弾薬庫」か、輸送先を明らかにされたい。いずれにしても、「幹線道路」の活用によって、ミサイルによる輸送事故や報復攻撃被害が広範囲に広がる危険性があるのではないか。「防衛上の秘密」では通用しないことを指摘する。

(答)

弾薬の詳細な輸送経路については、弾薬輸送の安全を確保する観点から、お答えは差し控えます。

いずれにしても、弾薬の輸送に際しては、火薬類取締法等の関係法令を遵守し、しっかりと安全対策を講じた上で輸送致します。

2 火薬庫の整備の目的について、

- ④ 「なぜ、祝園分屯地に火薬庫を整備するのか」説明されているが、国際人道法（ジュネーブ条約第1追加議定書）の「軍民分離」は考慮しているか。ジュネーブ条約については答える立場にないとのことではなく、日本も批准している条約である以上、国としてしっかりと答えて欲しい。

(答)

防衛省・自衛隊においては、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に基づき、自衛隊の十分な継戦能力の確保・維持を図るため、必要十分な弾薬を早急に保有することとしており、これにより増加する弾薬の保管所要に対応するため、必要な火薬庫の整備を進めています。

これらの防衛体制の強化の取組は、力による一方的な現状変更を許容しないとの我が国の意思を示し、攻撃に対する抑止力・対処力を高めることで、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、国民の安心・安全につながるものであると考えています。

御指摘の「軍民分離原則」については、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第48条において、「紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする」とされています。

防衛力の抜本的強化に係る取組は、こうしたジュネーブ諸条約及び追加議定書における諸規定も含め、憲法、国際法及び国内法の範囲内で進めていくものです。

3 火薬庫の内容について、

- ① 「一般的に火薬庫には、火薬類取締法に基づき保管することが必要な火工品（小銃弾や誘導弾など）が保管されておりますが、・・・（防衛上）具体的にお示しできない」と回答されているが、一般的には「誘導弾の保管もあり得ること」を認めているのではないか。
- ② 「祝園分屯地からミサイルを発射する想定はしておりません」とされているが、これまでの回答では「現時点で配備する計画もない」としており、「将来的にはありうる」と解釈できたが、将来的にも絶対的にミサイルを発射することはないと、断定できるのか、伺う。

7 「ミサイルが発射可能な装備・装置もなく、（ミサイル）配備する計画もありません」とあるが、12 式地对艦誘導弾は発射装置が車載式であり、分屯地に発射車両が来れば発射可能と理解するがいかがか。

ミサイルについては発射装置の有無に関わらず、ミサイル単独であっても保管されることは地元にとって大きな脅威であるので、保管、配備しないことを約束して欲しい。

(答)

一般的に火薬庫には、火薬類取締法に基づき保管することが必要な火工品（小銃弾や誘導弾など）が保管されますが、個々の火薬庫に保管する弾薬の種類については、その詳細を示すことにより、自衛隊の能力が明らかになるおそれがあるため、今後もお答えすることは差し控えます。

また、陸上自衛隊祝園分屯地からミサイルを発射する想定はしておらず、ミサイルが発射可能なアセット（装備・装置）も祝園分屯地にはなく、現時点で、配備する計画もありません。

3 火薬庫の内容について、

- ③ 地上覆土式火薬庫の基本構造について、既にある火薬庫に比べ、火薬庫の大きさ（幅、奥行き）、鉄筋コンクリートの厚みは同じか。

(答)

整備する火薬庫の大きさや鉄筋コンクリートの厚みについては、火薬の種類・量が類推され自衛隊の能力が明らかになるおそれがあることから、お示しすることはできません。

4 火薬庫の安全性について、

- ② 「火薬庫に保管される弾薬等については、幾重にもわたる安全措置により、意図しない燃焼や爆発が起こらないよう万全を期して保管しており、これまでに自衛隊の火薬庫爆発事故が起きたことはありません」とあるが、これまで嘉手納火薬庫敷地内で不発弾処理中の爆発事故（2025年6月9日）が起きたこともあり、決して火薬庫の安全性が保障されているわけでないことをどう考えられるか。

(答)

本年6月9日に発生した米軍の嘉手納弾薬庫地区に所在する沖縄県の不発弾一時保管庫における不発弾破裂事故については、自衛隊が弾薬を保管している火薬庫で起きた事故ではないものの、すみやかに事故調査を実施し、事故原因を特定した上で、すでに再発防止を徹底しております。

いずれにせよ、火薬庫の設置にあたっては、火薬類取締法等の関係法令に基づき、十分な保安距離を確保するなど、適切に整備を行っております。

4 火薬庫の安全性について、

- ③ 「火薬庫の整備においては、火薬類取締法等の関係法令に基づき、必要な保安距離を確保する」としているが、これは、通常の「弾薬保管」について言えることであり、「誘導弾（ミサイル）」については、別扱いとして説明してこられた。ウクライナにおける戦争では、半径10kmに及ぶ大爆発と「火の海」と化する事態であることが軍事専門家によって報告されている。「誘導弾（ミサイル）」の保安距離の確保について、科学的に説明されたい。

(答)

防衛省・自衛隊として、火薬及び弾薬などの火工品の種類に関わらず火薬庫の設置にあたっては、火薬類取締法等の関係法令に基づき、必要な保安距離を確保して整備を進めてまいります。

4 火薬庫の安全性について、

- ④ 「厳重な管理の下、弾薬類を保管しています。」とあるが、厳重な管理とは具体的にどのような管理か。余りにも抽象的なので、具体的な項目、基準、方法を示してほしい。住民としてはわからないものを白紙委任できないので納得ゆく答えをお願いしたい。

(答)

火薬庫内に保管される弾薬は、幾重にもわたる安全措置により、意図しない燃焼や爆発が起こらないよう万全を期して保管しております。

具体的には、火薬庫への弾薬の保管は、火薬類取締法等の関係法令をふまえ、

- ・火薬類を取り扱う隊員に対し、安全管理に必要な教育を実施
- ・火薬庫の所在する地区として警備カメラを設置するなど必要な警備体制を構築
- ・火薬庫の所在する地区とその周辺を含め火気厳禁
- ・庫内の照明等の設備も火災の着火源となる電気火花等を防ぐものを使用
- ・弾薬を含め、すべての金属は常に静電気を除去されるよう措置
- ・外部も避雷針で保護し火災が発生しにくいように設置・運用

などの手段を講じ、適切に保管しています。

4 火薬庫の安全性について、

- ⑤ 「必要な保安距離を確保した上で、安全性には十分に配慮して整備」とあるが、国連ガイドラインの保安距離は考慮しているか。火薬量等が推測されるので答えられないという回答であったが、安全を配慮する根拠が解らなくては信憑性がないので安心できるよう保安距離の根拠を示してほしい。

(答)

防衛省・自衛隊として、火薬庫の設置にあたっては、火薬類取締法等の関係法令に基づき、必要な保安距離を確保し、適切に整備を行っております。

当省からは、保安距離の根拠など火薬類取締法に関する内容については、お答えを差し控えさせていただきます。

- 5 工事期間と工事内容について、
① 工程表によると、造成工事は8月開始ということか。

(答)

造成工事については、準備が整い次第、8月中に現場での作業に着手したいと考えております。

- 5 工事期間と工事内容について、
② 造成工事は大型車約100台/日ということは、9台/時となり、6分に1台運行することになる。さらに、火薬庫・倉庫等の建設工事は大型車約240台/日ということは、21.8台/時となり、3分に1台運行となる。
③ この時間帯は、光台方面から枚方や宇治田原方面に向かう車両が多く、交通渋滞や支障を招く恐れがある。日昼でも打越台グランド利用者に支障はないか。

(答)

説明資料に記載している車両の台数については、現時点で想定されるピーク時の車両通行数をお示ししたものであり、期間中、毎日これだけの台数が通行するわけではありません。

また、渋滞対策として、

- ・ 重機等は基本的には工事開始時に搬入し、分屯地内に可能な限り留めておくことで重機等の一般道の通行を抑制
- ・ 資機材の運搬について出来る限り分散
- ・ 工事期間中、工事車両の影響により渋滞が発生する場合には、車両の入出台数の分散化などの対策を実施

するなど、工事の実施に当たっては、周辺地域の方々の生活にできる限り影響が及ばないように、各種の対策に努めてまいります。

- 5 工事期間と工事内容について、
④ 工事内容等について、「今年度から8棟の火薬庫等の新設工事を実施する計画」とあるが、追加計画の6棟の説明会は開くのか。工事期間(P7)は8棟のものか。

(答)

住民説明会資料記載の工程については、今年度実施の8棟の火薬庫等に係る現時点の工事期間等をお示ししたものです。なお、この他の火薬庫6棟については、令和7年度予算において6棟のうち3棟の調査・設計を実施する予定ですが、工事期間をはじめとする工事に関する住民説明会の実施の有無についてはなんら決まっておりません。

いずれにせよ、祝園分屯地における火薬庫の整備計画については、引き続き適時適切に、精華町・京田辺市に情報提供してまいります。

5 工事期間と工事内容について、

- ⑤ 問合せ先が造成工事受注者（（株）鴻池組他）となっているが、本体工事まで責任を持つのか。工期（P7）のどの部分まで責任を持つのか。増設は国、防衛省の計画であるのだから、民間企業を問い合わせ先とするのは、おかしいと思う。防衛省担当窓口が責任をもって対応すべきである。

(答)

住民説明会資料記載の問い合わせ先については、今年度から令和8年度末にかけて実施する造成工事等の工事受注者をお示ししたものです。また、令和8年度から開始する本体工事については、今後、入札・契約手続を行う予定です。

資料の問い合わせ先は、工事を実施した際に近隣にお住まいの方等からのご意見をいただくことを前提として、工事現場に常駐している受注者を連絡先として記載しておりますが、近畿中部防衛局においてもいただいたご意見に対して責任をもって対応してまいります。

6 その他、触れられていないことで大事なことで見解を伺う。

- ① 工事期間にあっても、突発事故や大問題が発生した際には、緊急の町や議会との協議および住民説明会を開催すること。

1 1 防衛省と住民代表との定期的な意見交換の場を要望する。

(答)

工事の実施に当たっては、周辺地域の方々の生活に影響を及ぼすような事故等が発生しないよう最大限努めるとともに、引き続き、地域住民の代表である精華町のご意見・ご要望を踏まえ、適切に対応してまいります。

6 その他、触れられていないことで大事なことで見解を伺う。

- ② 火薬庫建設完了後は、火薬庫運用にあたっての住民説明会を開催すること。その際、ミサイルや弾薬類の輸送ルートや時間帯を公表されることや、輸送時の予期しない事故発生の際の手立てなどを説明すること。

(答)

火薬庫が増設されても、祝園弾薬支処としての任務・運用に変更はありません。

その上で、弾薬類の詳細な輸送経路については、弾薬輸送の安全を確保する観点から、お答えは差し控えます。

いずれにしても、弾薬類の輸送に際しては、火薬類取締法等の関係法令を遵守し、しっかりと安全対策を講じた上で輸送します。

- 6 その他、触れられていないことで大事なことで見解を伺う。
- ③ 分屯地内の地下水の利用については、本来、自治体の管理下にあるべきであり、水質保全と利用料金の上納という責務を果たされたい。

(答)

分屯地内の井戸による地下水利用においては、町民の方々の生活環境に影響が及ぶことがないように、適正な利用に努めております。

- 8 「弾薬の製造量に見合う火薬庫の確保を進める」とあるが、全国で 130 棟の内、現在計画（公表）しているのは何棟か。

(答)

現時点で大湊地方総監部など 12 施設における 57 棟を整備することを決定しております。

- 9 「一般的に火薬庫には、、、小銃弾や誘導弾（ミサイル）が保管されております」とあるが、長射程ミサイルは保管しないと表明してほしい。また、「核兵器・核弾頭を保管することは想定していない」（防衛省回答）ではなく、明確に「核は保管しない」と表明してほしい。

(答)

個々の火薬庫に保管する弾薬の種類については、その詳細を示すことにより、自衛隊の能力が明らかになるおそれがあるため、今後もお答えすることは差し控えます。

日本国政府は、非核三原則により、政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持しており、当然ながら陸上自衛隊祝園分屯地においても、核兵器を持ち込む想定はありません。

10 「国民の命と平和な暮らし、、、確実に守り抜く」とあるが、弾薬庫周辺の住民の暮らし命を守り抜けるのか。また、米軍との共同使用はしないという決意を聞かせてほしい。

(答)

火薬庫等の設置を含む防衛体制の強化は、力による現状変更を許容しないという我が国の意思を示し、対処力・抑止力を高めることで我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、周辺住民の方々を含め、国全体の安全につながるものであると考えています。

また、火薬庫の設置に当たっては、火薬類取締法や建築基準法などの関係法令に基づき適切に整備し、弾薬を適切に保管するとともに、火薬類取締法等の関係法令に基づき、必要な保安距離を確保いたします。

なお、陸上自衛隊祝園分屯地において、現時点で、米軍との共同使用や米軍弾薬の保管を行う計画はありません。